

墨田区監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査（第1回）の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	井 尾 仁 志
同	大清水 善 信
同	沖 山 仁

令和4年度定期監査（第1回）監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

2 監査対象

主に令和3年度の事務事業の執行にかかわるもの

3 監査実施事業所等及び実施日

別紙「令和4年度定期監査（第1回）日程表」のとおり

4 監査実施期間

(1) 事業所

令和4年5月9日（月）から令和4年5月26日（木）まで

(2) 区立学校

令和4年6月2日（木）から令和4年6月27日（月）まで

5 監査の方法

所管課から提出された資料等を基に、実地監査の方法で実施した。

6 監査方針

(1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

(2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

(3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

(4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

(5) 財産の管理は、適正に行われているか。

(6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

7 監査委員の関与

監査委員 浜田将彰、監査委員 井尾仁志及び監査委員 大清水善信は、前記の期間のすべての監査に関与した。

なお、前監査委員 鞆宣子は令和4年5月26日まで実施した監査に関与し、監査委員 沖山仁は令和4年5月27日以降実施した監査に関与した。

8 監査結果

(1) 指摘事項

ア 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、館長の専決としているものがあつた。(子育て支援総合センター)

イ 墨田区福祉事務所処務規程に定める所長が決定を行うものを、館長の専決としているものがあつた。(子育て支援総合センター)

ウ 物品の購入に係る起案文書がないものがあつた。(すみだ清掃事務所)

エ 特殊勤務手当で、支給対象業務に従事していない日に支給されているものや休暇取得日に支給されているものがあつた。(子育て支援総合センター)

(2) 指導・注意事項

各事務事業は、全体的におおむね適正に執行されていたが、以下の事例は、指摘事項とまでには至らないものの、今後の事務処理にあたっては特に留意し適正な事務処理に努められたい事項である。

ア 職員の給与・服務関係を適正に行うべきもの

(ア) 休暇等申請に関すること。

- a 健康管理職免で、職務に専念する義務が免除される場合に該当しないにもかかわらず、職免が承認されているものがあつた。(1 中学校)
- b 健康管理職免で、職免に該当する事業等への参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあつた。(3 事業所、1 保育園、2 小学校)
- c 慶弔休暇、子の看護のための休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(1 事業所、1 小学校)
- d 健康管理職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(2 事業所、1 保育園、1 小学校、2 中学校)
- e 職免として処理すべき事案について、出張として処理されているものがあつた。(1 事業所)
- f 出張の後に帰庁せず、有給休暇を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(3 事業所)
- g 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあつた。(1 事業所、1 保育園)
- h 旅行経路の一部に通勤手当等支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(2 保育園)
- i 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りによ

り、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。

(2事業所)

- j 近接地外の出張で、システム入力の誤りにより重複して旅費が支給されているものがあつた。(1事業所)

イ 経理関係(補助金、前渡金、収納金、契約、郵券・ごみ処理券・こども商品券及び備品)を適正に行うべきもの

(ア) 補助金に関すること。

- a 当該補助金交付の根拠となる補助金交付要綱で、交付対象経費に係る書類等を整備し、経理の状況を常に明確にしておかなければならないとされているが、書類等の一部について保管されていないものがあつた。(1小学校、1中学校)
- b 墨田区立小・中学校卒業記念アルバム購入費補助金、墨田区立小・中学校移動教室等補助金、中学校部活動大会参加者交通費等補助金、墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金、墨田区立学校教育研究会事業補助金の現金出納簿で、金額、日付の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。(3小学校、4中学校)

(イ) 前渡金に関すること。

- a 現金出納簿で、日付の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。(3事業所)

(ウ) 収納金に関すること。

- a 金銭出納員の収納金で、即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあつた。(1事業所)
- b 金銭出納員の収納金で、現金出納簿に日付の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあつた。(3事業所)

(エ) 契約履行に関すること。

- a 委託契約で、仕様書に定めのある作業計画書、年度評価報告等について提出されていないものがあつた。(3事業所)

(オ) 郵券・ごみ処理券・こども商品券管理に関すること。

- a 郵券・ごみ処理券・こども商品券受払簿で、日付、枚数の記帳漏れや記帳誤り、訂正印のないものがあつた。(4事業所、1小学校、1中学校、1幼稚園)

(カ) 備品管理に関すること。

- a 廃棄手続を行わずに廃棄されているものがあつた。(2事業所)

ウ 施設等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 施設の安全管理に関すること。

- a 非常口扉や屋内消火栓、消火器の前や避難経路に障害物が置かれているものがあつた。(3小学校、1中学校、2幼稚園)

(イ) 学校における毒物及び劇物の保管・管理に関すること。

a 毒物及び劇物管理簿で、使用量の記帳漏れのあるものがあった。(1 中学校)

9 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適切な事務処理について

はじめに、今回の指摘事項は、いずれも過去の監査において、その改善を図るよう監査委員意見を申し述べてきたものである。特に、事業所の処務規程に係る決定権者の誤りは、昨年度の定期監査(第1回)と同じ内容を同じ事業所で指摘することとなった。また、特殊勤務手当の誤支給は、令和2年度定期監査(第2回)以降確認されていなかったが、一つの事業所において複数の職員から確認された。さらに、同一事業所から3件もの指摘事案が発生した。

このようなミスを防止するため、本区では内部統制の整備・運用に区長がリーダーシップを発揮して全庁的に取り組んでいるが、このような監査結果になったことは、内部統制が現場の職員に浸透していないのではないかと憂慮するものである。職員一人一人が公務に従事する者として区民の負託に応えるためには、いかなる事務も軽んじることは許されない。一つ一つの事務手続を適切に処理する意識を強く持つよう徹底されたい。

次に、指導・注意事項として、職免申請、旅行命令、補助金等の手続における誤りが、事業所や区立学校において多数見受けられた。これらの手続については、それぞれの関係部局から通知等が発出されているが、職員に十分に周知・理解されていないことがうかがわれた。適切な事務処理は、全ての公務の基礎となるものであり、組織的にチェックを行う体制の構築を望む。

もとより内部統制の目指すところは、ミスをゼロにするために事務をいたずらに複雑化して非効率にすることではなく、適正な制度とチェック体制の下、ミスの防止や問題の早期発見につながるシステムを構築することである。内部統制は、まだ緒に就いたばかりである。今後またゆまぬ努力を続けていくことにより、今回のような事例を再び発生させない仕組みを確立されたい。

(2) 施設等の安全管理について

区立学校において、消火栓の前や避難経路に障害となる物品が置かれたままになっている状況があった。物品の置き場所に苦慮しているところもあると思われるが、万一の災害や事故の発生時に避難する際、その障害物により怪我をしたり逃げ遅れたりすることがあった場合には、後悔をしても取り返しがつかない。避難経路の確保とその趣旨を周知徹底することにより、常に円滑な避難が可能となる状況を保っている必要がある。また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳も確認さ

れた。児童生徒や利用者の安全安心のため、万全の対策に取り組まれない。

一方、依然として長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、各事業所・区立学校においては、感染防止対策が適切に実施されており職員の意識の高さを感じた。保健所と医師会等の綿密な連携による先駆的な取組とともに、区民に寄り添った対応や配慮を絶やさぬことが、本区における感染症対策が高い評価を受けていることにもつながっていると考える。今後とも、適切な感染症対策の充実を図られたい。

令和4年度 定期監査(第1回)〔事業所〕 日程表

1 監査委員監査

月 日	監 査 対 象 施 設		場 所
5月11日(水)	9:15~10:15	10:30~11:30	当 該 施 設
	立 川 保 育 園	緑 出 張 所	
5月16日(月)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	すみだ清掃事務所	向島・本所保健センター (会場:本所保健センター)	
5月23日(月)	9:30~10:30	10:45~11:45	当 該 施 設
	ひきふね図書館	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー	
5月25日(水)	9:15~10:15	10:30~11:30	当 該 施 設
	中 川 保 育 園	社 会 福 祉 会 館	

2 事務監査

月 日	午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:30~16:30)	場 所
5月 9日(月)	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月12日(木)	ひ き ふ ね 図 書 館		当 該 施 設
5月17日(火)	向 島 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設
	本 所 保 健 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月18日(水)	し ら ひ げ 保 育 園	すみだふれあいセンター	当 該 施 設
5月24日(火)	す み だ 清 掃 事 務 所		当 該 施 設
5月26日(木)	梅 若 保 育 園	墨田二丁目出張所	当 該 施 設

令和4年度 定期監査（第1回）〔区立学校〕 日程表

1 監査委員監査

月 日	9：15～10：15	10：30～11：30	場 所
6月 6日（月）	中 川 小 学 校	押 上 小 学 校	当 該 施 設
6月 8日（水）	第 三 吾 孀 小 学 校	吾 孀 第 二 中 学 校	当 該 施 設
6月14日（火）	両 国 中 学 校	二 葉 小 学 校	当 該 施 設
6月24日（金）	桜 堤 中 学 校	梅 若 小 学 校	当 該 施 設
6月27日（月）	柳 島 小 学 校 校 園 ・ 幼 稚 園	横 川 小 学 校	当 該 施 設

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	9：00～12：00	13：30～16：30	
6月 2日（木）	中 和 小 学 校	菊 川 小 学 校 校 園 ・ 幼 稚 園	当 該 施 設
6月 7日（火）	桜 堤 中 学 校	第 二 寺 島 小 学 校	当 該 施 設
6月 9日（木）	寺 島 中 学 校	横 川 小 学 校	当 該 施 設
6月16日（木）	八 広 小 学 校 校 園 ・ 幼 稚 園	吾 孀 第 二 中 学 校	当 該 施 設
6月21日（火）	外 手 小 学 校	両 国 中 学 校	当 該 施 設
6月23日（木）	第 四 吾 孀 小 学 校	東 吾 孀 小 学 校	当 該 施 設